

報道関係者 各位

平成22年4月16日
老健局高齢者支援課
(担当・内線)
課長補佐 梶原慎志(3922)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通番号) 03(3595)2888

**特別養護老人ホーム等介護施設の
個室ユニット化推進のための大臣方針の発表について**

- ① ユニット型施設の1人当たり居室面積基準引き下げ
現行：13.2㎡ → 新基準：10.65㎡（多床室と同水準）
- ② 個室ユニット化推進の方針を堅持
 - ・平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを目指し、ユニット型施設の整備を推進
- ③ 今後の流れ
 - ・ユニット型施設の居室面積基準の引き下げについて、6月を目途に社会保障審議会介護給付費分科会へ諮問
 - ・審議会の答申を受け、設備基準等を定めた厚生労働省令を改正